

○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）の一部を改正する告示（案） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（認定） 第二条（略） 2 専修学校は、前項の規定により認定された課程に関する情報の活用の促進に資するよう、当該認定された課程の情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>（認定の取消し） 第三条 文部科学大臣は、職業実践専門課程として認定をした課程が廃止されたとき又は前条第一項各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>（告示） 第四条 文部科学大臣は、第二条第一項の規定により認定をしたときは、当該認定をした課程の名称その他必要な事項を官報で告示する。これらの事項に変更があったときも、同様とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（認定） 第二条（略） （新設）</p> <p>（認定の取消し） 第三条 文部科学大臣は、職業実践専門課程として認定をした課程が廃止されたとき又は前条各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>（告示） 第四条 文部科学大臣は、第二条の規定により認定をしたときは、当該認定をした課程の名称その他必要な事項を官報で告示する。これらの事項に変更があったときも、同様とする。</p> <p>2 （略）</p>